

慶弔見舞金規程

麻生区ジュニアサッカー連盟

(目的)

第1条 この規程は、慶弔見舞金について定めたものである。

(慶弔見舞金の種類)

第2条 慶弔見舞金の種類は、次のとおりとする。

①死亡弔慰金

(適用範囲)

第3条 この規程は、規約に定める役員及び加盟チーム代表者あるいは連盟事業に10年以上従事する功労者とする。
また、連盟設立以前より功績を残された者に対する判断は、会長に委ねる。

(支給日)

第4条 慶弔見舞金は、支給事由発生後すみやかに支給する。

(本人弔慰金)

第5条 第3条に該当する者が死亡したときは、葬儀の際に連盟名の花輪または生花を供する。

(家族弔慰金)

第6条 第3条に該当する者の配偶者または子が死亡したときは、葬儀の際に連盟名の花輪または生花を供する。

付則

(施行)

第7条 この規程は、平成27年10月29日から施行する。